

「登記識別情報制度」利用開始のお知らせ

弊社では2019年7月1日の本社住所移転に伴い、登録自動車に係る車検証の所有者住所変更を、2020年3月2日より「登記識別情報制度」を導入し、以下の通り取り扱いを変更いたします。

- (1) 新規登録車両は、従来の車検証から新様式の子検証 (Bタイプ) に変更となり、備考欄に下記の内容が記載されます。(※従来タイプ、Bタイプの違いは下図参照下さい)

所有者の氏名又は名称 「松江リース株式会社」

所有者の住所 「島根県松江市朝日町 484 番地 19」

＜従来の車検証＞		＜登録識別情報制度を利用した車検証＞	
番号〇〇〇 A 自動車車検証		Bタイプ 番号〇〇〇 B 自動車車検証	
所有者の氏名又は名称	松江リース株式会社	使用者の氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社
所有者の住所		使用車の住所	
使用者の氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社	備考	【本自動車検査証発行時における所有者情報】 所有者の氏名又は名称: 松江リース株式会社 所有者の住所 : * * * * * * * * * * 車検証発行時点の所有者情報が表示されます。
使用者の住所			
使用者の本拠の位置			

- (2) 弊社とご契約中の車両については、制度導入以降初めて到来する継続車検時に Bタイプ車検証へ変更されます。

その際、備考欄には弊社旧住所「島根県松江市西津田 1 丁目 5-18」

が記載されますが、お客様の車両のご使用に差支えはございません。

その後、弊社において一括変更登録手続きにより、運輸局が保有するデータファイルの所有者住所を新住所である「島根県松江市朝日町 484 番地 19」へと変更し、その後の車検時に新住所が記載された車検証へと切り替わっていくこととなります。

なお、使用者様にかかる変更登記の申請の際に必要な、所有者の登録書類のご要望を承った際にも、所有者情報の変更は不要ですのでご承知おきください。